

(仮称) 西条市東部給食センター
整備・運営事業

落札者決定基準

令和5年1月16日

西条市

— 目 次 —

| | |
|---------------------------|----------|
| 第 1 本書の位置付け | 1 |
| 第 2 事業者選定の概要 | 1 |
| 1 事業者選定方式 | 1 |
| 2 事業者選定方法 | 1 |
| 3 事業者選定の体制 | 1 |
| 第 3 審査の手順 | 2 |
| 1 入札参加資格審査（第一次審査） | 3 |
| 2 提案内容審査（第二次審査） | 3 |
| 第 4 落札者の決定 | 7 |
| 1 落札者の決定 | 7 |
| 2 結果及び評価の公表 | 7 |
| 3 落札者を決定しない場合の措置 | 7 |

第1 本書の位置付け

(仮称)西条市東部給食センター整備・運営事業落札者決定基準(以下「落札者決定基準」という。)は、西条市(以下「市」という。)が、(仮称)西条市東部給食センター整備・運営事業(以下「本事業」という。)を実施する民間事業者(以下「事業者」という。)の募集及び選定を行うに当たって、市が公表した入札説明書と一体のものである。

第2 事業者選定の概要

1 事業者選定方式

本事業を実施する事業者には、施設整備段階から維持管理・運営段階の各業務を通じて、効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、事業者の幅広い技術的能力及び総合力が必要となる。したがって、事業者の募集及び選定を行うに当たっては、入札金額とともに、事業能力、施設整備能力及び維持管理・運営能力等のその他の条件を総合的に評価し落札者を決定する、総合評価落札方式による一般競争入札をもって行う。

2 事業者選定方法

事業者の選定は、二段階の審査により実施し、第一次審査として入札参加資格審査、第二次審査として提案内容審査(入札金額の適格審査、基礎審査、加点審査、総合評価点の算定)を行う。

なお、入札参加資格審査は、提案内容審査の対象となる入札参加者を選定するためにのみ行うこととし、入札参加資格審査の具体的な内容について、これを提案内容審査に持ち越さないものとする。

3 事業者選定の体制

審査に当たっては、市が設置した「(仮称)西条市東部給食センター整備・運営PFI事業者選定審査会」(以下「選定審査会」という。)において、落札者決定基準に関する審議並びに入札参加者より提出された入札書及び提案資料の審査を行い、最優秀提案者を選定する。

なお、選定審査会は、下表の5人の委員で構成され、選定審査会は非公開とする。

図表1 選定審査会の委員

| 役職 | 委員氏名 | 所属等 |
|-------|--------|-----------------------------|
| 委員長 | 妹尾 克敏 | 松山大学法学部 教授 |
| 職務代理者 | 郡司島 宏美 | 愛媛大学大学院理工学研究科 准教授 |
| 委員 | 藤田 正隆 | 今治明德短期大学ライフデザイン学科食物栄養コース 教授 |
| 委員 | 越智 三義 | 西条市副市長 |
| 委員 | 伊藤 隆志 | 西条市教育委員会教育長 |

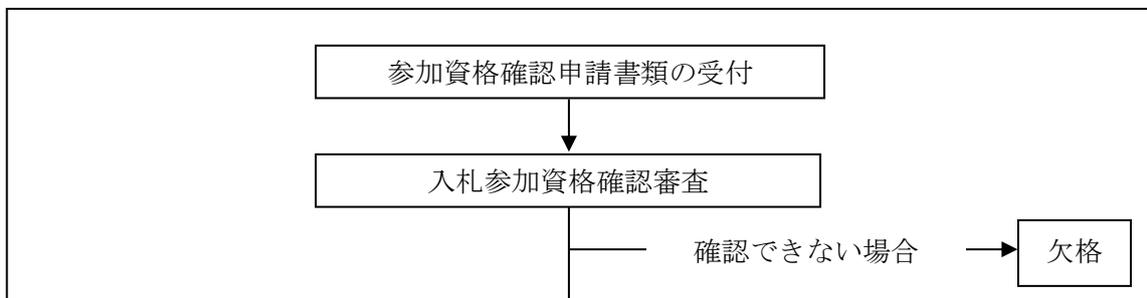
注)入札参加者が、選定審査会の委員に対し、事業者の選定に関して自己に有利になることを目的に接触等の働きかけを行った場合、当該入札参加者は失格とする。

第3 審査の手順

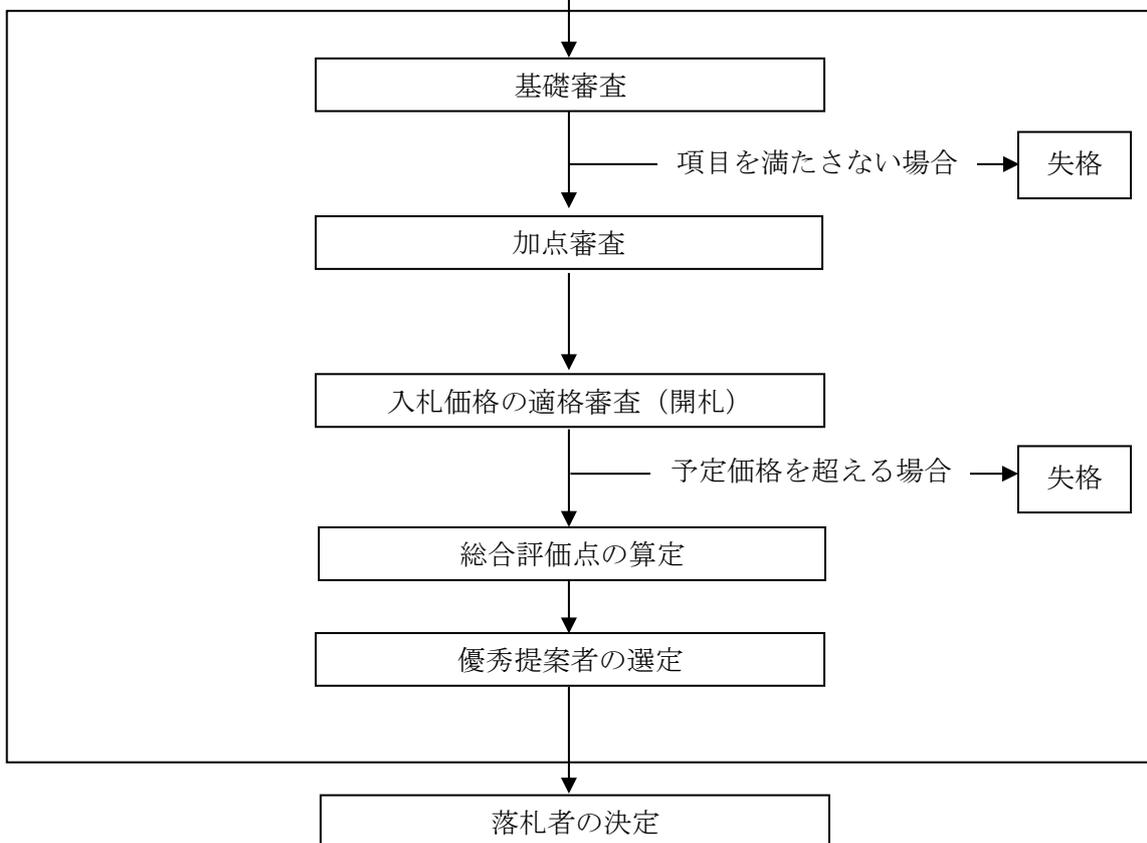
審査の手順は、次のとおりとする。

図表2 審査の手順

1 入札参加資格審査（第一次審査）



2 提案内容審査（第二次審査）



1 入札参加資格審査（第一次審査）

入札参加資格の審査では、入札参加者が備えるべき参加資格要件（入札説明書に規定されている要件）を満たしているかどうかの審査を行う。1項目でも当該要件を満たしていない場合は、欠格（入札参加資格がない）とする。

2 提案内容審査（第二次審査）

(1) 入札書及び提案資料の確認

提出された入札書及び提案資料を確認し、様式集に記載した必要書類を満たしていることを確認する。入札書及び提案資料に不備がある場合は、失格とする。

(2) 基礎審査

提出された提案資料の内容が次に示す審査項目を充足しているかを確認する(図表3)。なお、1項目でも充足していない場合は、失格とすることがある。

また、入札参加者が提出した入札書及び提案資料の内容について、入札説明書等で規定されている要求水準を全て充足していることを、「様式24 要求水準に関する誓約書」において誓約していること。本様式にて誓約がなされていない場合は、失格とする。

図表3 基礎審査の視点及び内容

| 審査項目 | 審査の視点 | 審査内容 | 様式 |
|-----------|---|--|---------|
| 1 収支計画 | 安定的な収支計画となっているか。 | 適切な収支計画となっているか。 | 様式 25 |
| 2 工程計画 | 令和7年9月に供用開始する工程計画となっているか。 | 令和7年3月までに施設の引き渡し可能な工程計画となっているか。 | 様式 26 |
| | | 令和7年9月に供用開始する工程計画となっているか。 | |
| | | 設計や建設に係る申請手続等の適切な期間が確保されているか。 | |
| 3 平面・断面計画 | 衛生基準等に適合した給食エリアのゾーニング、動線計画等となっているか。 | 非汚染・汚染作業区域が適切に区分されているか。 | 様式 27 |
| | | 要求水準に規定した諸室がすべて計画されているか。 | |
| 4 調理設備計画 | 1日4,500食かつ1献立方式を踏まえたうえで、十分な調理設備計画となっているか。 | 適切な規模の食品の保管スペースを確保しているか。 | 様式 28 |
| | | 適切な調理能力を有する機器・台数を設置しているか。 | |
| 5 配送計画 | 2時間喫食に対応できる配送計画となっているか。 | 配送校への2時間喫食に対応できる配送計画となっているか。 | 様式 29-1 |
| | | 神拝小学校の組み替え時、配送校への2時間喫食に対応できる配送計画となっているか。 | 様式 29-2 |

(3) 加点審査

提案書について、その提案が優れていると認められるものについては、その程度に応じて性能点を付与する。性能点は小数点第2位まで求める。

加点審査の評価項目、評価の視点及び配点は、図表4のとおりとし、図表4に示す6つの評価項目ごとに、図表5に示す5段階評価により配点を付与する。性能点の満点は150点とする。

なお、事業計画(1)地域経済・社会への貢献のうち、市内企業への発注額に係る得点については、図表5に示す5段階評価によらず、評価の視点記載の算定式により算定する。

図表4 加点審査の審査項目、審査の視点及び配点

| 評価項目 | 評価の視点 | 配点 | 様式 | |
|--------|-----------------|---|----|---------|
| ① 事業計画 | (1) 事業実施方針・実施体制 | ・事業を安定的に実施するための実施体制（構成企業の役割・責任分担、人員配置等）、リスク管理、セルフモニタリング計画等について、優れた提案がなされているか。 | 5 | 様式 31-1 |
| | (2) 地域経済・社会への貢献 | ・建設企業のみならず様々な分野の市内事業者の育成、市内事業者の参画及び市内雇用の創出など、地域経済に貢献するための優れた提案がなされているか。 | 5 | 様式 31-2 |
| | | ・市内企業への発注を通じた地域経済へ貢献が期待できるか。 (得点の算定式) 配点=10点×(建築工事費等 ^{注1} のうち市内企業への発注額 ^{注2} /建築工事費等) ※算出した得点の小数点第3位以下を四捨五入し、小数点第2位まで求める。 注1)様式 20-2 初期調達費見積書に記載した「4. 建築工事」「5. 電気設備工事」「6. 空調設備工事」「7. 給排水・衛生設備工事」「8. 昇降機工事」「13. 土木工事」及び「14. 付帯工事」に係る見積額の合計額とする。 注2)市内企業への発注額は、入札参加グループの構成員がSPCから受注した金額及び入札参加グループの構成員からの一次下請企業への発注額の合計額とする。 | 10 | 様式 31-3 |
| (小計) | | 20 | | |
| ② 施設整備 | (1) 配置計画 | ・本件施設の配置計画、搬入車両・配送車両の動線計画が、機能性・将来的な移転に配慮した、優れた提案がなされているか。 | 5 | 様式 32-1 |
| | (2) 施設計画 | ・HACCPに対応した衛生管理を実現しつつ、調理員の作業効率性や安全性を踏まえた施設計画について、優れた提案がなされているか。 ・調理現場の様子が確認できる見学スペース等の食育に資する機能について、優れた提案がなされているか。 ・環境負荷の低減に係る省エネルギー機器、機能の導入について、優れた提案がなされているか。 | 15 | 様式 32-2 |
| | (3) 調理設備計画及び備品 | ・おいしい適温給食を実現するための調理設備・備品等の調達について、優れた提案がなされているか。 | 15 | 様式 32-3 |
| (小計) | | 35 | | |

| 評価項目 | | 評価の視点 | 配点 | 様式 |
|-----------|------------------|--|----|--------------------------------|
| ③ 開業準備 | (1) 供用開始前の準備対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・開業準備期間中の調理従事者及び市職員への研修、各種リハーサル等について、優れた提案がなされているか。 ・市及び運営企業が円滑に供用開始できるよう工程について、優れた提案がなされているか。 | 10 | 様式 33 |
| | (小計) | | 10 | |
| ④ 維持管理 | (1) 維持管理体制・品質管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理業務の品質確保に資する維持管理体制について優れた提案がなされているか。 ・品質低下の兆候を早期に発見し、自主的に改善が図られる仕組みについて優れた提案がなされているか。 | 10 | 様式 34- 1 |
| | (2) 光熱水費の低減 | <ul style="list-style-type: none"> ・光熱水費削減を図る方策・検証方法と、その実効性について優れた提案がなされているか。 | 5 | 様式 34- 2 |
| | (3) 修繕計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・予防保全を基本とした劣化等による事故等の未然防止について、優れた提案がなされているか。 ・本件施設の長寿命化について、優れた提案がなされているか。 | 10 | 様式 34- 3 ① 様式 34- 3 ② |
| (小計) | | 25 | | |
| ⑤ 運営 | (1) 調理体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・安全で安心な学校給食を効率的かつ確実に提供できる人員の配置や、運営の品質確保に資する体制について、優れた提案がなされているか。 | 10 | 様式 35- 1 |
| | (2) 給食調理 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食をおいしくかつ安全に調理するため、調理工程上の工夫について、優れた提案がなされているか。 ・食物アレルギー物質の混入や食中毒の防止等に向けた衛生管理及びリスクの低減・回避について、優れた提案がなされているか。 ・業務従事者の衛生・省エネ意識に係る教育・研修について、優れた提案がなされているか。 | 15 | 様式 35- 2 |
| | (3) 配送回収 | <ul style="list-style-type: none"> ・安全性・効率性・安定性のある配送計画について、優れた提案がなされているか。 | 5 | 様式 35- 3 |
| | (4) 食育推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の食に関する興味や知的好奇心を育むため、食育への取組支援に関する優れた提案がなされているか。 ・家庭、学校、市と連携した、食育を推進するための支援について優れた提案がなされているか。 | 10 | 様式 35- 4 |
| (小計) | | 40 | | |
| ⑥ その他 | (1) 災害対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生後に学校を再開する際、給食を直ちに提供できるよう、災害発生時における施設や設備機器への影響の回避・抑制及び早期復旧の方策について、優れた提案がなされているか。 | 10 | 様式 36- 1 |
| | (2) 周辺環境・安全性への配慮 | <ul style="list-style-type: none"> ・搬入及び給食配送、施工計画等、従業員、来場者及び周辺住民の安全性に配慮した、優れた提案がなされているか。 ・配送校における、児童生徒、配膳員及び配送車両の安全確保等について、優れた提案がなされているか。 | 10 | 様式 36- 2 |
| (小計) | | 20 | | |
| 合計 | | 150 | | |

図表5 加點審査の評価基準と得點化方法

| 評価内容 | | 採點レート |
|------|-------------------|--------------|
| A | 特に優れている | 当該項目の配點×100% |
| B | より優れている（AとCの中間程度） | 当該項目の配點×75% |
| C | 優れている | 当該項目の配點×50% |
| D | やや優れている（CとEの中間程度） | 当該項目の配點×25% |
| E | 要求水準を満たす程度 | 当該項目の配點×0% |

(4) 入札価格の適格審査

市は、入札書に記載された入札価格が予定価格を超えていないことを確認する。入札価格が予定価格を超える場合は失格とする。

(5) 入札価格の得點化方法

入札書に記載された入札価格を対象として、次式により価格点を算定する。価格点の満点は100点とする。

価格点の算定にあたっては、小数点以下第3位以下を四捨五入し、小数点第2位まで求める。

$$\text{価格点} = 100 \text{ 点} \times (\text{最低入札価格} / \text{当該入札価格})^2$$

(6) 総合評価

選定審査会は、次式に基づいて算定した価格点と性能点の合計（総合評価点）が最も高い提案を最優秀提案として選定する。

総合評価点は小数点第2位まで求める。

$$\text{総合評価点} = \text{価格点 (最大 100 点)} + \text{性能点 (最大 150 点)}$$

第4 落札者の決定

1 落札者の決定

市は、入札参加資格確認審査及び提案内容審査の結果により選定された最優秀提案者を落札者として決定する。ただし、最優秀提案者が複数いるとき（総合評価点が同点のとき）は、性能点が最も高い者を落札者とする。

性能点も同点の場合は「評価項目 ⑤ 運営」の合計点が最も高い者を最優秀提案者とする。なお、「評価項目 ⑤ 運営」の合計点も同点の場合は、当該最優秀提案者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 結果及び評価の公表

落札者の決定結果は、各入札参加者の代表企業に通知するほか、結果の概要、審査講評を市のホームページ等で公表する。

3 落札者を決定しない場合の措置

入札参加者の募集、評価及び落札者の決定において、最終的に入札参加者がいない場合には、落札者を決定せず、その旨を市のホームページ等で速やかに公表する。

なお、入札参加者が1者であった場合も入札参加資格審査及び提案内容審査を実施し、事業者として適切と判定された場合において、当該提案を最優秀提案と選定する。

ただし、入札参加資格審査及び加点審査を除く提案内容審査において失格となった場合及び加点審査において事業者として適切ではないと判定された場合は、本件入札は成立しないものとする。